

コンビニ払いを指示する架空請求に注意!

スマートフォンにかかってきた電話に出ると、「有料動画サイトの利用料金が未納である。今から伝える支払番号をコンビニのマルチメディアキオスク端末に入力して、レジで未納料金を支払うように。支払わないと裁判を起す」と言われた。有料動画サイトを利用した覚えはないが、支払う必要はあるのか。
(10代男性)

※マルチメディアキオスク端末とは…主にコンビニに設置されている、チケット類などの予約・購入・発券ができる端末のことです。

【アドバイス】

●身に覚えのない請求は無視しましょう

身に覚えのない請求が電話でかかってきた場合、着信拒否設定等を利用して、相手からの連絡は一切無視しましょう。

また、メールで身に覚えのない請求がきた場合、安易に返信してしまうとスマートフォンの設定によっては、自分の名前が相手に伝わってしまうことがあるので注意してください。

●支払番号を伝えられても支払わないようにしましょう

コンビニ払いの仕組みを悪用する詐欺業者などは、消費者に電話やメールで支払番号を事前に伝えてきます。その後、消費者がコンビニ内のマルチメディアキオスク端末に支払番号を入力し、出てきた用紙をレジに持って行って支払います。もし、このような方法で支払うように指示された場合は不審な取引と考えられるので、支払わないでください。

●不安や疑問を感じたら、すぐに相談しましょう

少しでも不安や疑問を感じた場合は、家族や周囲の人、消費生活センターに相談しましょう。

二セ電話詐欺に要注意!

戸 畑【ウェルとばた7F】	☎861-0999
門 司【門司区役所東棟1F】	☎331-8383
小倉北【小倉北区役所西棟1F】	☎582-4500
小倉南【小倉南区役所3F】	☎951-3610
若 松【若松区役所2F】	☎761-5511
八幡東【八幡東区役所本館2F】	☎671-3370
八幡西【八幡西区役所コムシティ4F】	☎641-9782

消費者ホットライン ☎^{い や や}188 (あなたの地域の消費生活センターにつながります。)
福岡県警察相談窓口 ☎#9110 (24時間対応)



まもりん



みもりん